



滋賀県公報

平成27年(2015年)

5月 11日

号外(1)

月曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

目次

○ 監査委員公告	
監査結果の公表公告.....	1

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、平成27年3月19日に提出のあった住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成27年5月11日

滋賀県監査委員	平居新司郎
"	山田実
"	北川正雄
滋賀県監査委員職務執行者	西村久子

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1) 請求書

ア 請求の要旨

平成25年3月から4月にかけ、滋賀県が管理する鴨川河川敷に、高濃度の放射能に汚染された木くず310立方メートルが、コンサルタント会社社長A氏によって不法投棄された。

滋賀県民、特に高島市民は、A氏の身勝手で悪質な行為により多大な被害を受けた。

これは未だ事故処理が続く福島第一原発の地元民の気持ちを踏みにじり、日本国民全体を裏切る卑劣な行為である。

その後、汚染木くずは撤去されたが、この件にはこれまでに多くの県費が使われた。だが、その県費の回収は未だされていない。

よって、滋賀県が、高島市の汚染木くず不法投棄事件において、平成25年、26年に支出した県費(別紙事実証明書1)の内、599万9,528円(別紙事実証明書2)を、滋賀県監査委員は県に対し、コンサルタント会社社長A氏に賠償請求するようにとの勧告を求める。

また、開示資料(別紙事実証明書1)には含まれていなかった、空間線量・土壌・水道水・河川水・農作物・魚類など、放射能検査(別紙事実証明書3)の為に使われた県費についても、滋賀県監査委員は県に対し、検査件数241件×約1万円(別紙事実証明書4)計約241万円を、A氏に賠償請求するようにとの勧告を求める。

イ 理由

(1) 滋賀県はA氏の悪質な行為により被害を受けた被害者である。A氏は、平成26年12月2日大津地裁で有罪が確定(別紙事実証明書5)しており、加害者であることは明白な事実である。

(2) 滋賀県はA氏の行為により、職員の旅費、河川工事費、放射能検査費などの県費の支出を余儀なくされた。その結果、事実証明書2、事実証明書3の通りの損害を被った。

(3) 本来、滋賀県知事は、A氏に対し、速やかに県が被った損害金を請求すべきであるにも関わらず、その責任を怠っている。

ウ 以上の理由により、滋賀県監査委員は、滋賀県知事に対し、A氏の行為によって県が被った損害金の賠償請求を行うよう強く勧告する事を求める。

エ 事実証明書

- (イ) 事実証明書1
県費の支出を証明する書類
- (ロ) 事実証明書2
(イ)の県費の支出額を集計した書類
- (ハ) 事実証明書3
文書「一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括 平成26年12月滋賀県」の巻末資料の写し
- (ニ) 事実証明書4
放射線物質検査の検査料金の例(ホームページをプリントしたもの)
- (ホ) 事実証明書5
京都新聞記事(平成26年12月3日 朝刊)

2 請求者

大津市 濑川泰嗣
蒲生郡日野町 浅井秀明
大津市 池田 進
高島市 澤 忠起
蒲生郡日野町 居永 正

3 請求のあった日

平成27年3月19日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成27年3月27日に請求の受理を決定した。
また、地方自治法第242条第3項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査**1 請求人の証拠の提出および陳述**

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成27年4月6日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として、公開文書の記載誤りを修正する流域政策局河川港湾室の通知文の写しおよび大阪湾広域臨海環境整備センターから請求のあった費用を示す高島市の公開文書の写しが提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされた。

(イ) 請求人の陳述の要旨**ア 請求人瀬川泰嗣の陳述**

- (イ) 提出した請求書に沿って、話していく。

請求の要旨、平成25年3月から4月にかけ滋賀県が管理する鴨川河川敷に、高濃度の放射能に汚染された木くず310立方メートルが、コンサルタント会社社長A氏によって不法投棄された。

滋賀県民、特に高島市民は、A氏の身勝手で悪質な行為により多大な被害を受けた。これは、未だ事故処理が続く福島第一原発の地元民の気持ちを踏みにじり、日本国民全体を裏切る卑劣な行為である。

その後、汚染木くずは撤去されたが、この件にはこれまでに多くの県費が使われた。だが、その県費の回収は未だされていない。

よって、滋賀県が、高島市の汚染木くず不法投棄事件において、平成25年、26年に支出した県費のうち、599万9,528円を、滋賀県監査委員は県に対し、コンサルタント会社社長A氏に賠償請求するようにとの勧告を求める。

また、開示資料の中には含まれていなかった、空間線量、土壌、水道水、河川水、農作物、魚類などの放射能検査の為に使われた県費についても、県に対して検査件数241件かける約1万円の計241万円をA氏に賠償請求するように勧告を求める。

- (ロ) 次に理由であるが、滋賀県はA氏の悪質な行為により被害を受けた被害者である。A氏は、平成26年12月2日大津地裁で有罪が確定しており、加害者であることは明白な事実である。滋賀県は、A氏の行為によ

り、職員の旅費、河川工事費、放射能検査費などの県費の支出を余儀なくされた。その結果、県は被害を被った。本来、滋賀県知事は、A 氏に対し、速やかに県が被った損害金を請求するべきであるにもかかわらずその責任を怠っている。

- (イ) 以上の理由により、滋賀県知事に対し、A 氏の行為によって県が被った損害金の賠償請求を行うよう強く勧告することを求める。
- (ロ) 追加資料を今日出したが、開示資料の中に 4 件分 9,200 円の記載漏れがあったということで、先日、県から送付のあった資料と、もう一つの資料については、後で説明していただく。

イ 請求人池田進の陳述

- (ア) 今日、提出した資料を見てください。高島市でダイオキシンを含んだ煤塵、燃えかすを、大阪湾の南港に受入れ団体に依頼して運んでいたが、その中にダイオキシンの基準値を上回る煤塵が含まれていた。その受入れ団体は大阪湾広域臨海環境整備センター、俗称フェニックスといわれる団体である。基準値以上の中身を運び込み、違法であるので、そのフェニックスから高島市に損害賠償請求が来ている。
- (イ) 資料の 3 枚目に中身が書いてある。この資料は、高島市の方が情報公開請求されたもので、間違いなく中身だということで、予算の執行がされている。2,800 万円近くの損害賠償金をフェニックスから、高島市に請求してその支払いがなされているということである。
- (ウ) この資料を出したのは、聞くところによると、県は、分析は自前の施設、県のいろいろな分析施設研究施設だったので、それを請求するつもりはないというようなニュアンスのことを言っていると聞いているので、それは違うだろうと、こういう風に分析代もきちんと請求されて、高島市もそれを認めて、ほとんどこれは分析代だが、請求して、高島市もそれを認めて支払っているので、滋賀県の場合も当然、分析代を、私たちの開示請求書はアバウトだから、実際に市の総額を足してその程度だろうと、それが確実というわけではないけれども、分析代 자체を請求するのはおかしなことでもないし、当然、請求すべき話なのでこれを含めるべきだということの裏付けの資料である。
- (エ) この中にはボーリングなどをやっているので全くこれと同じとは言えないが、主に化学分析検査ですかね、そういう意味では、同じ事なのでぜひ参考にしてほしいと思い、提出したものである。

ウ 請求人浅井秀明の陳述

- (ア) この請求は、もともと故意または重大な過失というのが損害賠償請求の根拠となるのだと思うが、故意はもちろんであるが、これ犯罪であるから当然支払うべき責任はある、そういう考え方で、そんなに争はないだろうと思っている。
- (イ) 問題は、公共サービスかどうかっていうその点だと思うが、いくら公共サービスとは言えども今回の悪質なケースについては、当然、県が被った損害として分析費を含めた金額が請求されるのは当然だろうというふうに考えている。
- (ウ) 実際にこちらが数えた段階では、241 件の分析があって、約 1 万円というのは、一般の業者にその分析を依頼すると 1 件につき 1 万 5 千円から 7 千円か 8 千円、付属の資料を付けたが、それぐらいのお金を払って分析しているわけだから、約 1 万円は当然かかるだろうという計算で出している。
- (エ) そんなに争点があるわけではなくて、要は、公共サービスなのか、それとも、加害者である A 氏に全額請求するかどうかだと思うが、今回のケースは、ただ単に河川に、何か木のチップを捨てただけのケースでは終わらない。要するに、原発に起因する放射性物質を、河川敷にばらまいた、しかも 4 億から 5 億円くらいのお金をもらってやっている A 氏がそこにばらまいたということで、これは悪質どころではなくて、滋賀県民全体会が震え上がるほど、ひどい事件である。それを考えてみれば、公共サービスという範疇を狭めるべきだと思っているので全額請求されるのが相当だろうと思っている。

エ 請求人居永正の陳述

- (ア) 未だにわからないのは、受入れるに至ったいきさつ、どうしてこういうことになったのかが解明されていないということである。その点については、本当は、もっと突っ込んで、解明されるべきだと思う。

オ 請求人池田進の補足陳述

- (ア) これは、A 氏が実際やったのだが、非常に県の河川管理がルーズだったおかげでなった可能性が高い。河川管理、勝手に人が入れないところに業者が再度どんどん出入りしている。それをきちんとチェックし

ていたら、何をやったかすぐに発見できて、もっと早い範囲で問題は納まっていた訳である。

- (イ) だから業者の責任は勿論だが、現実の責任は流れから考えると、最初の河川管理の記録を高島市だと情報公開されている、何度も鍵を借りに来ている、ところが管理事務所の職員は見に行っていない。何をやっているか。
- (ウ) 当然、普通なら何をしに来たのかと、公有地で鍵を借りて自由に入れないところで、作業を見に行ったら何をやっているのか、すぐに発見できた。そうしていたら、こんな被害を被らずに済んだし、請求せずにも済んだわけである。
- (エ) 請求は、私たちは、業者にやるわけで、業者の金ということで監査請求しているが、本来は、県の責任は非常に重大だ。きちんとやつていればこんなことにはならなかつた、そういう意味からも、きちんと分析代も含め、県は請求するべきだと。資料をつけなかつたが、調べればわかる。
- (オ) 当初、河川管理に届ける、出入りするときには、印をもらって、何々やるけれどもと。後で厳しくやることになったそうだが、間をおかず常に何かやっているわけである。それを知らなかつたというのは常識的に考えられないので県の責任は非常に重い。刑事責任はないにしてもこの問題を起こしてしまつた、看過してしまつたという意味では責任は重いので、その分も考えに入れて、きちんと経費を請求すべきだというのが私たちの考え方である。

カ 請求人浅井秀明の補足陳述

- (ア) 今、言ったとおりだとは思うが、監査請求の趣旨は県側に過失があつたという主張はしていないので。あくまでこれはごみを不法投棄した、放射性物質を不法投棄した A 氏に全額請求すべきであつて県側の過失は今言ったようないとは言えないが、それに言及するつもりはない。
- (イ) ただ実態はきちんと監査で把握してほしいと思う。そして、できれば監査結果に反映してもらえば、それはありがたいことだが。趣旨としては、県側に過失があつたという主張は、請求にはないということを念を押して言っておく。

キ 請求人瀬川泰嗣の補足陳述

- (ア) 今回、A 氏が不法投棄した物は、放射性物質で、よくよく考えたらすごく怖い話で、県職員も最初そのまま見に行ってその靴のままで、もしかしたら手に取つたかも知れないし、それも放射性物質とわからず手も洗わずもしかしたら車に乗つたり電車に乗つたりしたかも知れないし、ものすごい怖い行為なのでやっぱりこういうことはもちろんその近くの住民の方、散歩していた方、しっかりと A 氏にはかかるべき責任をとつてもらいたいと思うし、今後、こういうことは無いようにしたい。

ク 請求人浅井秀明の補足陳述

- (ア) 要するに商売で、木材チップを、お金を東電からもらって、おそらく 4 億とか 5 億とかいう話だが、金儲けをして、そして、不法投棄した、そう言うことだから懲罰的な意味も込めて、請求人が計算したこの金額は、当然全額請求すべきだ。
- (イ) 要するに儲けた張本人が、100 万円の罰金で執行猶予で終わりという、それはないだろうと考えれば、当然、公共サービスという観点はあるかも知れないが、今回のケースは、これは公共サービスといつても範疇は狭めるべきだと思う。

(2) 新たな証拠

- ア 「公開文書にかかる誤りの訂正について」(H27. 3. 31 付滋河港第143号流域政策局河川・港湾室長通知)
- イ 「公文書部分公開決定通知書」(H26. 12. 4 付高環セ第285号高島市長通知)

2 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、関係職員等である土木交通部流域政策局河川港湾室および琵琶湖環境部循環社会推進課の職員に対して平成27年4月6日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(イ) 土木交通部流域政策局河川港湾室職員の陳述の要旨

- ア まず本事案の概要および経過であるが、本事案は、平成25年3月中旬から4月下旬にかけて、高島市の一級河川鴨川左岸の河川敷および隣接民有地において、東京都在住のコンサルタント会社社長 A 氏らが、放射性セシウムに汚染された木くず約 310 立方メートルを敷設するとともに、木くず入りの大型土のう 77 袋を放置

した、廃棄物処理法および河川法違反の事案である。

イ 木くずは、A氏が費用を負担して、平成25年12月から平成26年2月末にかけて、県外の産業廃棄物処理施設へ撤去した。しかし、この時点では、県は違法行為の行為者を特定できておらず、平成26年3月に、行為者と疑われる3名を被告発人として滋賀県警に告発状を提出した。その後、平成26年9月に、滋賀県警はA氏を逮捕し、10月に大津地方検察庁はA氏を廃棄物処理法違反の罪で起訴した。そして12月2日に大津地方裁判所で、有罪判決が言い渡され、検察官・被告人とも控訴されなかつたため、12月17日に判決が確定した。

ウ 県は、事案の発生から現在に至るまでの経過を振り返り、撤去作業の内容などこれまで公にできなかつた経過を可能な範囲で公開するとともに、それぞれの時点での県の判断や対応について改めて説明を行う趣旨で、本事案の「総括」を12月19日に公表させていただいた。

エ 流域政策局および高島土木事務所において支出した費用について、説明すると、まず1つ目に、ブルーシート敷設費と立入防止柵設置費がある。これは、木くずが放射性物質に汚染された廃棄物であることを疑わせる情報を得た平成25年9月に、敷設された木くずの飛散を防止するため、木くずを覆うブルーシートおよびシートを押さえるための土のうを緊急に設置した費用と、一般の方が木くずへ接近するのを防止するため、緊急にロープ柵を設置した費用で、合計189万4,200円である。

オ 2つ目に、大型土のう設置費である。これは、同じく平成25年9月に、台風18号の大雨により琵琶湖水位が上昇し、木くずが入った大型土のう袋の底面に一部浸水が見られたため、遮水措置として周囲を別の大型土のうで囲う措置を緊急にとった際の工事費用である。その額は、63万8,400円である。

カ 3つ目に、復旧作業の状況確認と、復旧作業中の安全管理に要した費用がある。具体には、平成25年12月から翌年3月の復旧作業期間中に、県職員2名が現場に常駐するのに要した費用等で、職員用の現場事務所と仮設トイレの設置費用、現場事務所で使用する灯油代、職員用駐車場の借り上げ費用、立入禁止看板の購入費用、および職員が現場に移動するための旅費で合計23万3,247円である。

キ 4つ目に、本事案の関係者に対する調査や現場の調査、違法行為の行為者と疑われる者への指示書交付などのための旅費、地元自治会や、高島市、近畿地方整備局等の関係機関への情報提供や協議のための旅費が26万0,830円である。

ク 5つ目に、地元説明会の会場借り上げ費が1,800円ある。

ケ 以上、総額302万8,477円が、流域政策局および高島土木事務所において、本件の対応に要した費用である。

コ なお、この総額302万8,477円うち32万9,733円については、平成25年9月に高島土木事務所が外注で発注したブルーシートや土のうを、計画実行者が復旧作業に伴い撤去することになったため、平成25年12月に物品代金として請求、収納している。この請求および収納は、行為者が特定された後、費用請求する際に、現地に存在しない物品代金を請求することが困難となる懸念があつたため、それらの物品を撤去する計画実行者の企業に物品代金として請求したものである。

サ 次に、費用請求の相手方とその範囲についての考え方を説明する。

まず、請求の相手方は、A氏のみと考えている。これは、A氏が、廃棄物処理法違反の有罪判決が確定し、違法行為の行為者として特定できた一方、県が告発したその他の者は、不起訴処分となつたためである。

シ 次に、請求の法的根拠および請求の範囲について説明する。

請求の法的根拠については、本件が河川法違反の事案であるため河川工事又は河川の維持に要する費用の原因者負担について規定した河川法第67条の規定に基づくことが適当と考えている。

ス 河川法第67条では原因者負担金について、「河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。」と規定されている。また、平成10年1月23日に当時の建設省から出された通達には原因者負担金についてさらに詳しい説明があり、「原因者は、自らが生起させた水質事故等の結果に対して責任を有するものであり、公平の原則から水質事故等の処理に要した維持行為についての費用負担を原因者に請求するもの」とされ、原因者負担の範囲として、「業者に依頼した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること」とされている。

セ 今回の場合、ブルーシート敷設費と立入防止柵設置費の189万4,200円および、大型土のう設置費の63万8,400円は、木くずの飛散や流出、人為的な拡散を防止することにより、琵琶湖の環境を守り、風評被害を抑制するというは正措置を、県が業者発注したものであり、「業者に依頼した場合の処理に要した経費」として請求の対象と考えている。

ソ 復旧作業の状況確認と、復旧作業中の安全管理に要した費用23万3,247円のうち、立会職員用現場事務所な

らびに仮設トイレの設置費用14万7,000円、現場立会に要した駐車場借り上費用4万9,305円、現場事務所の暖房用灯油費用8,980円および立入禁止看板設置費用5,022円の計21万0,307円については、放射能に汚染された木くずの撤去と河川管理用通路の整地という、違反行為の是正に付随して外注により支出した、単に是正の確実な履行を確保するだけでなく、現場の安全管理に要した経費であり「処理に直接要した維持管理に係る費用」として請求の対象と考えている。なお、復旧作業の状況確認と、復旧作業中の安全管理に要した費用23万3,247円のうち、職員が現場に移動するための旅費22,940円については、本来業務の範疇であると考え、請求の対象外と判断している。

タ 以上のとおり、流域政策局および高島土木事務所としては、ブルーシート敷設費と立入防止柵設置費の189万4,200円および大型土のう設置費の63万8,400円から既に収納済みの32万9,733円を差し引いた220万2,867円に、復旧作業の状況確認と、復旧作業中の安全管理に要した費用21万0,307円を加えた、合計241万3,174円をA氏に対し請求したいと考えている。

チ 次に請求人が主張する費用の事実確認についてだが、請求書記載の順に述べると、請求人は、「旅費」として、計27万4,570円を請求すべきとしているが、県としては、旅費は本来業務の範疇であると考え、請求の対象外と判断している。

ツ 「会場費」として1,800円を請求すべきとしているが、この費用は平成25年9月の地元説明会の会場使用料であり、「業者に依頼した場合の処理に要した経費」あるいは「処理に直接要した維持管理に係る費用」いずれにも該当するとは言えないため、請求の対象外と考えている。

テ 「k 1号工事費」14万7,000円は、職員用の現場事務所と仮設トイレの設置費用であり、「駐車場借り上げ費」4万9,305円は、現場に常駐する職員用の駐車場の借り上げ費用であることから、「処理に直接要した維持管理に係る費用」と判断されるため請求すべきと考えている。

ト 「物品」として計8万0,928円を請求すべきとされているが、この内訳は1万7,955円、3万3,339円、2万9,634円で、このうち、本件に要した費用は次の項目の「灯油」計8,980円だけであり、その他の7万1,948円については、高島地域の他の部署で使用されたものである。「灯油」計8,980円については職員用の現場事務所で使用した暖房用灯油の代金であり、「処理に要した維持管理に係る費用」と判断されるため請求すべきと考えている。

ナ 「物品」として5,022円を請求すべきとしているが、これは、現場門扉前に設置したバリケードに立入り禁止を示す板を購入した費用であるため、「処理に直接要した維持管理に係る費用」と判断されるため請求すべきと考えている。

ニ 「河川工事費（T建材）9月」および「同上」として189万4,200円および63万8,400円の合計253万2,600円を請求すべきとしているが、これは、ブルーシート敷設費、立入防止柵設置費および大型土のう設置費であり「業者に依頼した場合の処理に要した経費」と判断されるため、請求すべきと考えている。ただし、このうち、復旧計画の計画実行者の企業から、ブルーシートや土のうなどの物品代金として、すでに32万9,733円を収納しているため、これを差し引いた220万2,867円を請求すべきと考えている。

ヌ 以上をまとめると、請求人は計310万0,205円を請求すべきとしているが、先ほど説明したとおり、このうち241万3,174円を請求すべきと考えている。

ネ 告発以後の県の対応状況について説明する。

平成26年3月4日の告発以後については、行為者の特定に関しては、滋賀県警の捜査に委ねたが、本事案の初期対応の反省を踏まえて、再発防止策を策定し、関係職員への周知徹底を図るとともに、3月26日に地元説明会を開催し、安心・安全メッセージを発出し、本件のような事案の再発防止および県の信頼回復のため、経過の整理をし、12月19日に総括として公表した。

ノ 平成26年9月25日に滋賀県警がA氏を廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで逮捕された以降は、主に本事案の総括について、琵琶湖環境部とともに経過等の内容を精査し、A氏の有罪判決が確定した2日後の12月19日に本事案の総括を公表した。

ハ 判決の確定により、請求の相手方がA氏に確定したため、それ以後は、請求の範囲の詳細について検討を進めていた。

(2) 琵琶湖環境部循環社会推進課職員の陳述の要旨

ア 事案の概要については、先程、河川・港湾室より説明があったとおりであるが、若干補足すると、琵琶湖環境部では、木くずが放射性物質に汚染されていることが判明して以降、土木交通部と連携して、事実確認調査を進めてきた。

- イ 当初、A 氏とその他の事案関係者との主張が食い違い、行為者の特定には至らず、また、敷設された木くずは、購入された有価物の可能性もあったことから、直ちに廃棄物の不法投棄とは断定できなかつたが、A 氏が事案への関与を否定しながらも撤去の意向を示したため、廃棄物処理法に基づく適正処理を求めて折衝を重ねてきた。
- ウ しかし、A 氏は、有価物としての撤去を主張したため、県では行政代執行も視野に、木くずの受入れを県外の産業廃棄物処理施設に打診したが、風評被害の懸念から受入先が確保できず、行政代執行については断念せざるを得なかつた。そうした中で、A 氏が産業廃棄物処理施設での処理を承諾したため、県としても自主撤去を受け入れることとしたものである。
- エ 実際の木くずの撤去作業は、A 氏の影響下にあると推測された企業により行われたが、撤去に当たっては、県としても廃棄物処理法に基づく適正処理を確保する必要があったため、撤去作業の現場立会や県外の搬出先処理施設への確認等を行つてあるところである。
- オ この間、並行して、事実確認調査を進めた結果、行為者の特定や排出元から木くずが輸送された経路の解明に至つたことから、廃棄物処理法 16 条違反、いわゆる不法投棄で A 氏他 2 名を告発したものである。
- カ また、敷設・放置された木くずについては、当初、国が処理するとされている指定廃棄物（放射能濃度が 8,000Bq/Kg 超）との情報があり、県としても、その取扱いを確認しておく必要があつたことから、放射能濃度検査を実施したところである。結果的に、通常の廃棄物処理が可能とされる基準（最大では 3,900Bq/Kg）ではあつたが、以後も地域住民や県民の不安を払拭するため、河川水、魚、水道水、玄米、土壌の検査を行うとともに、空間線量率を測定し公表することとしたものである。
- キ つづいて、費用の支出状況である。本事案に関係して、循環社会推進課および高島環境事務所が支出した費用を具体的に説明すると、まず、木くずの撤去に当たつて、職員の撤去作業の現場立会に要した費用として旅費および通行料の計 6 万 4,380 円、県外の搬出先処理施設等の確認調査に要した費用として旅費、車輌借上げ代、通行料等の計 95 万 2,935 円、行為者の特定や排出元から木くずが輸送された経路の解明のための調査に要した費用として旅費、車輌借上げ代、通行料等の計 131 万 9,217 円、関係機関等と協議、説明等に要した費用として旅費、使用料等の計 43 万 6,152 円、放射能濃度検査のための検体採取等に要した費用として消耗品代、検体発送代等が計 5 万 1,399 円の合計 282 万 4,083 円という状況である。
- ク 次に、費用請求の範囲について説明する。
- その考え方について簡単に言うと、行政代執行を行つた場合において原因者に請求することができる費用の範囲に準じて、今回の事案についても請求の範囲を定めようとするものである。
- ケ 廃棄物処理法第 19 条の 8 においては、措置を命ぜられた者による原状回復措置が行われる見込みがない場合などは、県が原状回復措置を講じ、原因者に対して費用を負担させることができると規定しているところである。いわゆる行政代執行を行うことになる。
- コ この場合において、行政代執行費用として負担させることができる費用の範囲については、除去作業の請負代金、代執行責任者の派遣費用等の執行行為に直接要する費用に限定され、事前の調査・確認に要する費用、代執行手続に従事した職員の人工費等は含まれないと解されているところである。
- サ 行政代執行費用の範囲が、撤去処理委託費および事務費の直接的な費用に限定されているという趣旨は、廃棄物処理法第 4 条第 2 項において、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずるということは、県の責務であるとされているところから、行政代執行費用の範囲に含まれないという形になつてゐるところである。そのため、行政代執行費用の範囲に含まれないその他の経費については、県の本来業務に係る費用であつて、負担を求める性質のものではないということであると認識しているところである。
- シ 今回の撤去は、行政代執行ではないが、費用の請求の考え方について、費用請求の範囲を定めることができると考えているところである。この基準に照らすと循環社会推進課および高島環境事務所が支出した費用については、いずれも行政代執行の場合に請求できる費用の範囲には含まれず、県の本来業務に係る費用であると考えているところである。したがつて損害として請求できる費用はないというふうに考えているところである。
- ス 請求人は、循環社会推進課および高島環境事務所が支出した費用を公文書公開請求資料に基づいて、281 万 5,319 円とし、全額を請求すべきとされているところであるが、公開資料を確認したところ支出した費用は、合計 282 万 4,083 円になる。しかし、先ほど言ったとおり、これらは県の本来業務に係る費用であることから、損害として請求できる費用はないと考えているところである。
- セ また、請求人は、公開資料に含まれてはいないが、放射能検査のために費用を 1 検体 1 万円と見なし、検査数 241 件分として 241 万円を請求すべきとされているところである。県では、木くずの撤去確認や周辺環

境への影響を確認するため、放射能濃度検査や空間線量率の測定を行ったところである。これは、地域住民や県民の不安を払拭するため、県の行政裁量によって実施したものであり、これも請求の対象外であると考えているところである。

ソ ちなみに、放射能濃度検査については216件実施したものであり、行政上必要な検査として県衛生科学センターに依頼したため、検査手数料等の支出はなかった。

(3) 関係職員等の陳述に対する請求人の意見

ア 請求人池田進の意見

行政代執行にそのままあてはまるかどうかは、一種の刑事犯罪になったわけだから、考え方方が少し違うんじゃないかな。行政代執行に費用請求の考え方をそのままあてはめるのは大いに疑問だと思う。

イ 請求人居永正の意見

行政代執行した場合に準じるということだが、しかしそもそも発生した費用はすべて不法投棄されたものの処理に関して発生したのだから、原因者負担ということになれば、PPPの原則というか、当然発生者に請求する義務はあると考える。

3 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を、次の10機関とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

- ・琵琶湖環境部 循環社会推進課、高島環境事務所
- ・土木交通部 流域政策局、高島土木事務所
- ・農政水産部 農業経営課、水産課、高島農村農業振興事務所、水産試験場
- ・健康医療福祉部 生活衛生課、衛生科学センター

4 その他

本件請求の監査期間中において、谷口日出夫前監査委員は、平成27年4月1日に任期満了により退任し、4月2日に北川正雄監査委員が就任した。また、西村久子監査委員は、4月29日に任期が満了したが、後任者が選任されていなかったため、地方自治法第197条ただし書きの規定により、5月11日まで監査委員の職務を執行した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

(i) 違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性または不当性があると主張している。

ア 平成25年3月から4月にかけ、滋賀県が管理する鴨川河川敷に、放射性セシウムに汚染された木くず310立方メートルが、不法投棄された。

イ 本事案に関し、県は、職員の旅費、河川工事費など600万8,728円を支出とともに、241件の放射能検査を行った。

ウ コンサルタント会社社長A氏は、平成26年12月2日、大津地裁で有罪が確定しており、同氏が不法投棄者（加害者）であることは明白な事実である。

エ 滋賀県知事は、A氏に対し、速やかに県が支出した費用（600万8,728円）および放射能検査費用相当額（検査1件1万円とし、これに検査件数241件を乗じた金額241万円）を、損害金として賠償請求すべきであるのに、その責任を怠っている。

オ 損害金の賠償請求の範囲については、県が支出した費用が、公共サービスにあたれば賠償請求の範囲から除かれるが、今回のような悪質なケースについては、公共サービスの範疇を狭めて、上記の費用の全額を請求するのが当然と考える。

以上のことから、県が支出した費用および放射能検査費用相当額（以下「費用等」という。）を、滋賀県がA氏に対し、損害金として賠償請求することを求めているので、以下、これらについて判断する。

2 事実関係の確認

監査の対象となった「県費の支出」および「放射能検査の実施」について、監査対象機関に対する監査を実施

するとともに職員から事情を聴取したところ、以下のとおりであった。

- (Ⅰ) 一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案について
本事案の概要は、次のとおりである。

平成25年3月中旬～4月下旬

高島市安曇川町地先の一級河川鴨川左岸琵琶湖流入付近の河川敷および隣接民有地において、河川管理用通路の不陸整正と称し、東京在住のコンサルタント会社社長A氏らが、無断で産業廃棄物である放射性セシウムに汚染された木くず約310立方メートルを敷設し、木くず入りの大型土のう77袋(約77立方メートル)を放置した。

平成25年8月2日

高島土木事務所が、A氏に対し、河川法第77条に基づく原状回復指示書等を簡易書留で郵送した。しかし、当該指示書は、同14日に受取人不在で返送され、改めて、同19日に普通郵便で再送付したが反応はなかった。

8月27日

A氏に木くずの敷設工事を請け負った法人の代表者を仲介した者(以下「B氏」という。)から高島土木事務所に電話があり、木くずについて放射性物質に汚染された廃棄物を疑わせる発言があった。

9月6日～19日

高島土木事務所は、現場への立入り禁止措置(立入防止柵の設置)や木くずの飛散防止措置(ブルーシートによる被膜)を行った。また、台風18号の大風により琵琶湖水位が上昇し、木くずが入った大型土のうの底面に一部浸水が見られたため、同17日から同18日にかけ、遮水措置として周囲を別の大型土のうで囲った。

9月6日

琵琶湖環境部は、現地の木くず、木くずの直下の土壌、管理用通路横土手部分の土壌および鴨川河口部の底質、鴨川河川水および琵琶湖水(琵琶湖水の採水は9月9日)を採取し、県衛生科学センターにおいて放射能濃度検査を行ったところ、同17日、木くずから180～3,000Bq/kgの放射性セシウムが検出された。

9月11日

農政水産部が、農産物、水産物への影響を調査するため、鴨川流域土地改良区内で、琵琶湖からの逆水を用水として利用している農地に作付けられている玄米、鴨川河口周辺の魚、鴨川流域土地改良区のかんがい用水について、県衛生科学センターにおいて放射能濃度検査を行ったが、いずれも検出されなかった。

9月17日

琵琶湖環境部および土木交通部が、木くずの敷設・放置の経過と放射能濃度、農産・水産物や水道水、河川水、周辺土壤などへの影響調査の結果について公表を行った。

同日、高島土木事務所および高島環境事務所は、地元説明会を開催し、公表内容について説明を行った。

10月1日

琵琶湖環境部は、地域住民の不安や風評被害の払拭を図るため、河川水、魚、および水道水、空間線量率に対するモニタリング検査を同日開始し、以後平成26年6月まで継続し結果を県ホームページ等で公表した。

10月15日

琵琶湖環境部および土木交通部がA氏と面談を行った。A氏は、「B氏が行為者である。」と主張し、自らの事案への関与を否定しながらも、「撤去を行ってもよい。」との意向を示した。

以後、両部は、10月22日、31日、11月6日にA氏と折衝を行ったが、A氏は、「自分が犯人ではない前提なら撤去を行う。」との主張を繰り返した。

10月22日の折衝では、土木交通部はA氏が撤去する場合に提出を求める撤去計画書の参考様式を示した。琵琶湖環境部は木くずが産業廃棄物に該当する可能性が高いと判断し、排出事業者への返送を求めたが、A氏は排出元を特定できないとした。

また、同日の折衝で、土木交通部が先に発出した指示書に対する回答をA氏に求めたところ、後日、A氏およびA氏経営会社から10月22日付けの回答書が土木交通部に郵送された。A氏の回答は、「指示書による措置は承諾できない。私は指示書記載の違反行為を行っていない。私は、B氏とその関連団体が違反行為を行っていると理解している。」との内容であった。A氏経営会社からの回答は、「指示書による措置は承諾できない。当社は指示書記載の違反行為を行っていない。」との内容であった。

10月31日、11月6日の折衝では、この木くずについて産業廃棄物に該当する可能性が高いものと考えられたことから、琵琶湖環境部は、許可を受けた産業廃棄物処理施設での適正処理を行うよう主張したのに対

し、A 氏は、商品（有価物）との主張であったため、A 氏との折衝は結論が出ないままであった。

10月30日

琵琶湖環境部および土木交通部は、2回目の地元説明会を開催し、本事案の経過や環境モニタリング検査および土壤検査の結果などについて、説明を行った。住民の皆様から、1日も早い全量撤去を求められるとともに、撤去の具体的な工程が示せなかつたことに対し強い批判があつたことから、琵琶湖環境部および土木交通部は、1ヶ月以内に撤去のスケジュールを説明することを表明した。

11月11日

琵琶湖環境部が木くずの受入れを交渉していた県外の産業廃棄物処理業者から、地元での風評被害の懸念を理由として、受入を断わる旨の連絡があつた。

11月15日

琵琶湖環境部の職員が、受入の条件の見合ひう他の県外施設を訪問し、受入を打診したが、難色を示された。また、当該施設が所在する地域では県外産業廃棄物の受入に関して事前協議制が設けられていたことから、同日、当該施設を所管する行政機関にも打診したが、理解を得られなかつた。

11月19日

琵琶湖環境部および土木交通部から、A 氏に折衝の打切りを通告したところ、A 氏が木くずを産業廃棄物処理施設で処理することを受け入れたため、琵琶湖環境部および土木交通部は、A 氏との折衝を継続することとし、A 氏に原状回復計画書の提出を求めた。

11月22日

A 氏より電子メールで原状回復計画書（案）の提出があつた。琵琶湖環境部で内容を検討の上、要修正点について A 氏に指摘し、A 氏はこれを概ね了解した。

12月 2 日

琵琶湖環境部および土木交通部は、A 氏と原状回復計画書（案）の内容および計画の概要を公表することについて折衝を行つた。この場で原状回復計画の内容、12月 5 日に県が同計画の概要を公表すること、同計画の12月 5 日付け押印文書を追つて提出することについて、A 氏と大筋で合意した。

12月 5 日

琵琶湖環境部および土木交通部は、原状回復計画の概要を公表するとともに、高島市に対して原状回復の実施を通知した。

【公表内容】

計画実行者：原状回復の申し出のあつた本事案に関わる者が関係する企業

作業現場：高島市安曇川町の一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地

作業内容：①敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。

②撤去の跡を整地して管理用通路の原状を回復する。

作業期間：平成25年12月第2週から平成26年1月31日（予定）

現場管理：作業中は、県職員 2 名が現場に常駐し、作業状況の確認を行う。

12月 6 日

深夜、A 氏から琵琶湖環境部に電話があり、A 氏は「県の記者発表を受けた12月 6 日の報道内容に A 氏自身が放置の行為者と疑われる記述があつた」として、原状回復計画の撤回を仄めかしたが、琵琶湖環境部は同計画に沿つた撤去を実施することを A 氏に求めた。

12月 7 日

琵琶湖環境部および土木交通部は、3回目となる地元説明会を開催し、原状回復計画について、12月の第2週に作業に着手し、1月中に撤去を終了することを、地元および高島市に説明した。

12月 10 日

琵琶湖環境部および土木交通部は、A 氏に原状回復計画に沿つた撤去を実施することを求めて折衝を行つた。この場で A 氏は、12月 5 日に県が行った記者発表で、「「本事案に関わる者」が関係する企業から提出された原状回復計画を受け、原状回復させる。」と説明したことについて、「搬入に関わった業者が計画を提出した」旨の報道があつたことや、県議会での質問に対し「作業を監視する」と答弁したことが、「A 氏が投棄の行為者である」との印象を世間に与えた、と主張した。

さらに A 氏は、撤去へ向けた協議を継続するためには、県が撤去に関する情報を公表しないことと、撤去の実行者の変更を改めて公表することなどが必要であると主張した。県が、可能な範囲でこれに応じるとし

たことから、A氏は14日に準備作業に着手することに同意した。

12月13日

琵琶湖環境部および土木交通部は、撤去作業が14日に始まることについて公表を行い、この中で計画実行者が、12月5日に公表した原状回復実行者とされた企業とは別の第三者の企業に変更されたことを明らかにした。

平成25年12月14日～翌年3月4日

第三者企業が「復旧計画書」に基づく復旧作業を実施。

平成26年3月4日

県は調査した事実関係から行為を行ったと疑われるA氏、B氏、木くずの敷設工事を請け負った法人の代表者（以下「C氏」という。）の3名を被告人として、廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで滋賀県警察本部に告発状を提出し、翌5日に受理された。

9月25日

滋賀県警は、A氏を廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで逮捕した。

9月26日

滋賀県警は、A氏の身柄を、大津地方検察庁に送致した。

10月6日

滋賀県警は、B氏およびC氏を、廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで大津地方検察庁に書類送検した。

10月15日

大津地方検察庁は、A氏を廃棄物処理法違反の罪で起訴した。

B氏およびC氏は、同日、不起訴となった。

11月6日

大津地方裁判所で、A氏の第1回公判が開かれ、A氏は起訴事実を全て認めた。

12月2日

大津地方裁判所で、A氏の第2回公判が開かれた。

再度結審の後、裁判官から次のとおり判決の言い渡しがあった。

主文 被告人を懲役1年6月および罰金100万円に処する。

その罰金を完納することができないときは、金5,000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

この判決の確定の日から3年間その懲役刑の執行を猶予する。

被告人をその猶予の期間中保護観察に付する。

12月17日

控訴期限である12月16日までに、検察官・被告人（A氏）ともに控訴を行わなかったことから、この判決が確定した。

(2) 本事案にかかる県の支出額および放射能検査にかかる県の支出相当額

ア 県の支出額

本事案にかかる県の支出額について、請求人は600万8,728円としているが、確認したところ、請求には対象外経費の混入などがあり、これを減じると590万9,134円となった。

また、請求にはない費用として、現場立会に従事した職員の時間外勤務手当額55万7,827円が支出されており、これを含めた県の支出額は、646万6,961円となった。

各部ごとの支出額は、次のとおりである。

⑦ 琵琶湖環境部

- ・木くずの撤去に当たって職員の撤去作業の現場立会に要した費用として旅費および通行料 64,380円
- ・県外の搬出先処理施設等の確認調査に要した費用として旅費、車輛借上げ代、通行料等 952,935円
- ・行為者の特定や排出元から木くずが輸送された経路の解明のための調査に要した費用として旅費、車輛借上げ代、通行料等 1,319,217円
- ・関係機関等と協議、説明等に要した費用として旅費、使用料等 436,152円
- ・放射能濃度検査のための検体採取等に要した費用として消耗品代、検体発送代等 51,399円
- ・現場立会に従事した職員の時間外勤務手当額 223,915円

	合計 3,047,998円
(イ) 土木交通部	
・ブルーシート敷設費と立入防止柵設置費 1,894,200円	
・大型土のう設置費 638,400円	
・現場事務所と仮設トイレの設置費用、灯油代、駐車場の借上げ費用、立入禁止看板の購入費用、職員が現場に移動するための旅費 233,247円	
・関係者に対する調査や現地調査、指示書交付等のための旅費、地元自治会や、関係機関への情報提供や協議のための旅費 260,830円	
・地元説明会の会場借り上げ費 1,800円	
・現場立会に従事した職員の時間外勤務手当額 333,912円	
合計 3,362,389円	
(ウ) 健康医療福祉部	
・職員旅費 6,340円	
(エ) 農政水産部	
・職員旅費 9,600円	
・漁船使用料 35,000円	
・検体購入費 5,634円	
合計 50,234円	

イ 放射能検査にかかる県の支出相当額

請求人は、検査件数を241件、1件当たりの検査料金を1万円として241万円と見積もっている。

確認したところ、検査は、すべて県の衛生科学センターにおいて行ったもので、検体数は216で、検体が土壤、木くずおよび水草である場合には、放射性物質検査に併せて、含水率や強熱減量の検査を行っている。

また、滋賀県使用料および手数料条例に、放射性物質検査、含水率検査、強熱減量検査のそれぞれについて1件当たりの手数料の額が定められており、その額が検査料金となる。検査は、県の各機関の依頼に基づき公用で行ったことから、手数料免除の取扱いとされているものであるが、条例で定められている手数料を適用して検査にかかった費用相当の額を算定すると、次表のとおりとなる。

	放射性物質	含水率	強熱減量	計
検査件数 (A)	216	125	20	—
手数料単価 (B)	3,490円	2,130円	2,130円	—
手数料額 (A) × (B)	753,840円	266,250円	42,600円	1,062,690円

(3) 費用等の請求に対する監査対象機関の見解

ア 琵琶湖環境部

今回の撤去は、行政代執行ではないが、行政代執行を行った場合における費用の請求の考え方を準じて、費用請求の範囲を定めることが適切であると考える。行政代執行費用として負担させることができる費用の範囲は、除去作業の請負代金、代執行責任者の派遣費用などの執行行為に直接要する費用に限定され、事前の調査・確認に要する費用、代執行手続に従事した職員の手人件費等は含まれないと解されている。

この基準に照らすと琵琶湖環境部が支出した費用については、いずれも行政代執行の場合に請求できる費用の範囲には含まれない。地方財政法第9条に「地方公共団体の事務（略）を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。」と、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項に「都道府県は、（略）当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とそれぞれ規定されていることから、琵琶湖環境部が支出した費用については、県の本来業務に係る費用であると考える。したがつて損害として請求できる費用はないと考える。

次に、放射能検査は、地域住民や県民の不安を払拭するため、県の行政裁量によって実施したものであり、

これに係る費用も請求の対象外であると考えている。

なお、平成27年4月6日の陳述の際に、証拠を提出された大阪湾広域臨海環境整備センターから高島市への損害賠償請求の事例については、同センターは、広域臨海環境整備センター法を根拠に設立された法人であって、行政サービスを提供する主体ではなく、また、高島市とは廃棄物の受け入れに関する契約を締結しているいわば民間同士の場合と同様の関係であり、本件事件とは全く異なる事例であって、本件事件の参考とはならないと考えている。

参考 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第19条の5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(略)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(略)は、必要な限度において、次に掲げる者((略)第19条の8において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

1 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(略)

2~5 (略)

第19条の8 第19条の5第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。(略)

1 第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

2~4 (略)

2 都道府県知事は、前項(略)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3、4 (略)

5 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

参考 行政代執行法

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

イ 土木交通部

請求の法的根拠は、本件が河川法違反の事案であるため河川工事又は河川の維持に要する費用の原因者負担について規定した河川法第67条の規定に基づくことが適当と考える。

河川法第67条では原因者負担金について、「河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。」と規定されている。また、国の通達では「原因者は、自らが生起させた水質事故等の結果に対して責任を有するものであり、公平の原則から水質事故等の処理に要した維持行為についての費用負担を原因者に請求するもの」とされ、原因者負担の範囲として、「業者に依頼した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること」とされている。

ブルーシート敷設費と立入防止柵設置費の189万4,200円および大型土のう設置費の63万8,400円は、「業者に依頼した場合の処理に要した経費」として請求の対象と考える。

現場事務所と仮設トイレの設置費用14万7,000円、灯油代8,980円、駐車場の借上げ費用4万9,305円、立入禁止看板の購入費用5,022円の計21万0,307円については、復旧作業の状況確認と現場の安全管理に要した経費であり「処理に直接要した維持管理に係る費用」として請求の対象と考える。

したがって、ブルーシート敷設費と立入防止柵設置費の189万4,200円、大型土のう設置費の63万8,400円お

および復旧作業の状況確認と現場の安全管理に要した費用21万0,307円の計274万2,907円を河川法第67条の原因者負担金としてA氏に請求したいと考えている。

ただし、このうち、復旧計画の計画実行者の企業から、ブルーシートや土のうなどの物品代金として、すでに32万9,733円を収納しているため、請求額は、これを差し引いた241万3,174円となる。

なお、旅費は本来業務の範疇であることから、「会場費」については、河川法第67条では原因者負担金の範囲に含まれないことから、それぞれ、請求の対象外と考えている。

また、平成27年4月6日の陳述の際に、証拠を提出された大阪湾広域臨海環境整備センターから高島市への損害賠償請求の事例については、同センターは、地方公共団体等の出資を受けて運営される組織であり、広域臨海環境整備センター法を根拠に設立された法人である。その組織の性質上、行政機関とは一線を画している。行政機関が行う負担金請求や損害賠償請求においては、衡平性の確保が必要であり、民間法人である同センターの事例をもとに請求範囲を定めることは適当でないと考えている。

参考 河川法

(原因者負担金)

第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(強制徴収)

第74条 この法律（略）により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（略）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

ウ 農政水産部

損害賠償の対象とするのは、本来、相手方が行うべきであるにもかかわらず相手方が実施しないために県が行う必要が生じた事案であり、事案の目的や内容が県の本来行うべき業務と考えられるものは除かれる。対象費用および放射能検査費用は、本来業務の行政経費であり、損害でないことから、損害賠償請求はしない。

また、平成27年4月6日の陳述の際に、証拠を提出された大阪湾広域臨海環境整備センターから高島市への損害賠償請求の事例については、高島市が基準値を超過する廃棄物を持ち込んでいる点、賠償請求しているのが大阪湾広域臨海環境整備センターという団体で行政ではないという点が異なり、参考にできないと考える。

エ 健康医療福祉部

本来業務の行政経費は損害に含まれないが、対象費用および放射能検査費用は、本来業務の行政経費であり損害でないことから、損害賠償請求はしない。

また、平成27年4月6日の陳述の際に、証拠を提出された大阪湾広域臨海環境整備センターから高島市への損害賠償請求の事例では、請求金額に人件費が含まれているが、人件費については上記のとおり本来業務であることから損害との判断はしておらず、影響はないと思われる。

(4) 4月16日に実施した監査における監査委員の意見の要旨

4月16日に10機関に対し監査を実施したところ、監査委員から次の趣旨の意見が述べられた。

ア 本来業務だから請求しないとの見解だが、原因となる不法投棄がなかったらこれほどの支出が必要であったのか。県民からすれば当然請求してもよいのではないかという思いを持つ。

イ 本件のような悪質な不法投棄事件に対しては、県として「不法投棄は許さない」という毅然とした姿勢を示し、民事、刑事両面から厳しく対応していくという認識を持つ必要がある。

ウ 損害金の賠償請求をしないことの根拠の一つに地方財政法第9条をあげられているが、同法は国と地方の

財政規律を定めるものである。同じく根拠とされている廃棄物処理法第4条第2項の規定は廃棄物行政における県の責務を定めるものであり、いずれの規定も損害金の賠償請求をしないことの根拠としては適切ではない。

エ 行政代執行で代執行費用を請求した際に、または河川法第67条の原因者負担金を請求した際に、請求部分から外れる費用等は民法の規定に基づいて請求できないことはない。こうした費用等については、環境基本法第37条に規定されている原因者負担の原則の趣旨を踏まえ、民法の規定に基づき請求を検討していく必要があるのではないか。

(5) 4月28日に実施した監査における費用等の請求に対する監査対象機関の見解

4月16日に実施した監査において各監査委員から出された意見を踏まえ、監査対象機関において費用請求の対応方針について再度検討を行い、改めて資料が提出されたため、4月28日に2回目の監査を実施し、その内容について確認した。

ア 琵琶湖環境部

放射性物質に汚染された木くずの不法投棄という事案の重大性、特殊性に鑑み、本事案は自主撤去ではあるものの、その確実な履行のためには次に掲げる対応が不可欠であったと考えられることから、これらの対応に要した費用190万6,285円については、速やかに請求することとする。

(7) 県職員の撤去現場における立会

(イ) 搬出された木くずの適正処理の確認

(ウ) 木くずの適正な撤去のために必要な検査の実施

上記以外の費用についても、今後、弁護士とも相談した上で、関係部署と請求の可能性について検討し、必要な対応を行っていく。

(7) 県職員の撤去現場における立会

旅費 62,830円 通行料 1,550円 時間外勤務手当 223,915円 計 288,295円

(イ) 搬出された木くずの適正処理の確認

旅費 859,790円 通行料 9,520円 ガソリン代 11,335円 レンタカ一代 69,850円 タクシー料 2,440円 計 952,935円

(ウ) 木くずの適正な撤去のために必要な検査の実施

全検体数216検体のうち、木くず16検体および土壌（木くず下および土手から採取したものに限る。）92検体の合計108検体に係る検査費用については、木くずの撤去のために必要な検査費用と判断し、滋賀県使用料および手数料条例に定める手数料の額に相当する額を損害として請求する。

放射能検査 3,490×108検体=376,920円

一般検査（含水率） 2,130×108検体=230,040円

一般検査（強熱減量） 2,130×18検体= 38,340円

計 645,300円

消耗品費35,495円のうち、放射線検査のための検体採取に係るもの31,463円について、琵琶湖環境部が行った検査に係る検体数172検体のうち上記の108検体分を按分したものを損害として請求する。

31,463円×108検体／172検体=19,755円 計 665,055円

イ 土木交通部

今回の事件が及ぼした社会的影響、既裁判事例における判断内容等を精査した結果、「原因者負担の範囲」について、更に法的に費用請求が可能と判断した次の事項を含めることとし、274万2,907円に35万7,452円を加えた310万0,359円をすみやかに請求することとする。

(7) 旅費 283,770円の内、22,940円

撤去作業期間中の現場立会に伴って発生した旅費

(イ) 通行費 600円

撤去作業期間中の現場立会に伴って発生した通行費

(ウ) 人件費（時間外勤務手当） 333,912円

撤去作業期間において、現場にて配置した職員の時間外勤務費

上記加算請求額の合計 357,452円

上記以外の費用については、今後、弁護士とも相談した上で、関係部署と請求の可能性について検討し、必要な対応を行っていく。

ウ 農政水産部

今後、弁護士とも相談した上で、関係部署と請求の可能性について検討し、必要な対応を行っていく。

エ 健康医療福祉部

本事案の重大性、特殊性、かつ社会的におよぼした影響を考慮し、今後、関係部署と請求の可能性について検討し、必要な対応を行っていく。

3 判断

(i) 費用等の請求について

本件において、A氏に対し費用等の請求を行っていくに際しては、通常、次のような根拠等による請求が考えられるところである。

ア 河川法第67条の原因者負担金の請求

イ 民法第697条および第702条の事務管理による費用償還請求

ウ 民法第703条の不当利得返還請求

エ 民法第709条の不法行為による損害賠償請求

(以下、アからエまでを総称して「損害賠償請求等」と、イ、ウおよびエを総称して「民法上の請求」という。)

参考 民法

(事務管理)

第697条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（略）をしなければならない。（管理者による費用の償還請求等）

第702条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

（不当利得の返還義務）

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（略）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

河川法第67条の原因者負担金については、請求できる費用の範囲に関して、「業者に依頼した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること」とされ（平成10年1月23日付け建設省河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通知「河川法の一部を改正する法律等の運用について」）、限定的に取り扱われているところであるが、その徴収に際しては、強制徴収の手続が法定化されているところであり、訴訟等を経ることなく強制的に徴収することができる。

一方、民法上の請求に関しては、河川法第67条の原因者負担金のように費用の範囲があらかじめ限定的に定められているものではなく、原因となった不法行為等と相当因果関係が認められるか否かなど、個々の費用等の内容等に応じて、その範囲が定まってくることとなり、また、範囲等に関して請求することとなる相手方との争いがある場合は、訴訟等により、その履行を確保する必要があるものである。

なお、法律上、独自の強制徴収の手段が与えられている債権について、強制徴収の方法によることなく、一般私法上の債権と同様に、訴えを提起し、民事訴訟法上の強制執行の手段によって債権の実現を図ることは、立法の趣旨に反し、許されないとされている（最高裁昭和41年2月23日大法廷判決）ことから、本件において損害賠償請求等を行っていくに際しては、まず、強制徴収の手段が与えられている河川法第67条の原因者負担金について検討し、的確に請求していくとともに、河川法第67条の原因者負担金以外の費用等に関しては、民

法上の請求を検討していくこととなる。

また、環境基本法第37条には、公害または自然環境の保全上の支障を防止するために国等の公的主体が実施する事業に関し、その費用負担の考え方として原因者負担が規定されている。

参考 環境基本法

(原因者負担)

第37条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担せざることが適當であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

したがって、本件についても、環境基本法が規定する原因者負担の原則の趣旨を踏まえ、不法行為者(原因者)に負担させるのを相当とする経費の範囲について、的確に検討し、請求していく必要があるところである。

本件木くず不法投棄事件は、放射性物質に汚染された木くずを河川敷等に故意に不法投棄したという極めて悪質な事件であり、社会的な影響も大きく、また、投棄場所が琵琶湖近傍の河川敷地等であったことからも、投棄現場周辺の住民や農林漁業者のみならず、広く県民に、多大の懸念や不安等を与えたところである。

そのため、県関係部局においては、単なる廃棄物の不法投棄事案や河川敷地への不法投棄事案への対応といった業務に留まらず、行政代執行により原状回復を図ろうとする場合の木くずの受け入れ先の確保が可能かどうかの検討や、放射性物質に汚染された木くずの飛散等によって河川や琵琶湖の水質に影響等を生じていないかどうかを確認する定期的なモニタリングと関係先への情報提供・説明等をはじめ、不法投棄現場の原状が回復されるまでに、様々な対応とそれに伴う経費の支出等を余儀なくされたところである。

本件の行為の態様や被害の状況を鑑みると、請求の範囲の検討に際しては、漫然とこれまでの例によるといったような考え方ではなく、各支出の支出目的等を踏まえつつ的確に検討整理し、専門家の意見も聞くなどして、原因となった不法行為等と相当因果関係が認められる経費については、原因者に対して民法上の請求を行うことについてすみやかに検討していく必要がある。

なお、次のとおり、他の地方公共団体や滋賀県においても、行政代執行費用の徴収にとどまらず、民法上の請求を行っている事例がある。

ア 岐阜県岐阜市の事例

- ・産業廃棄物不法投棄事案
- ・次の三つの請求を併用

- ①行政代執行法による代執行費用(6,632,477千円)の請求
 - ②不法投棄行為者の承諾を得られた調査費用など(60,753千円)を民法第702条の事務管理費用として請求
 - ③不法投棄行為者の承諾を得られなかった調査費用など(363,713千円)を不法行為による損害賠償として請求
- ・③の不法行為による損害賠償請求については、1社6名を相手取り、岐阜市が訴訟提起。市の主張が全面的に認められる。控訴した1名を除き判決は確定。控訴した1名とは和解が成立。

イ 北海道の事例

- ・硫酸ピッチ不法投棄事案
- ・次の二つの請求を併用

- ①行政代執行法による代執行費用(63,525千円)の請求

- ②一時除去費用(委託料、使用料、需用費、備品費18,148千円)を民法第697条、702条の事務管理費用または第703条の不当利得として請求

ウ 本県の事例

- ・ D(株) 行政代執行事案
- ・ H20.2.4 D(株)には資産がないので、同社の役員等(個人5名)に対し、次に掲げる費用について、旧商法第266条の3、会社法第429条の規定による損害賠償請求を大津地裁に県が提訴
 - ①行政代執行費用 6,883千円
 - ②代執行に係る人件費 時間外勤務手当932千円、旅費130千円
 - ③占用料相当額 5,581千円 計13,526千円
- ・ H21.12.1 大津地裁判決 「被告5人は連帯して12,085千円を支払え」
 - ①行政代執行費用 6,883千円(全額)
 - ②代執行に係る人件費 旅費130千円(時間外勤務手当は認められず)
 - ③占用料相当額 5,072千円(日割り計算で減額) 計12,085千円
- ・ H21.12.11、被告5人が控訴したが、裁判所の和解勧告を受け入れ、H22.10.18に和解が成立。

(2) 損害賠償請求等を怠っているかどうかについて

地方公共団体が損害賠償請求権を有していると認められるにもかかわらず、長が、正当な理由なく相当な期間、当該請求権を行使しない時は、違法に財産の管理を怠る事実が成立すると解される(名古屋地裁平成13年9月7日判決)ところ、河川法第67条の原因者負担金については、土木交通部流域政策局において、住民監査請求のあった日より前から、請求の準備行為を進めていたところである。また、4月16日に実施した監査における各監査委員の意見を踏まえ、原因者負担の範囲を再検討し、撤去作業期間中の現場立会いに従事した職員の時間外勤務手当や旅費などを請求に加えることとするなど、請求のための検討・調査を進めている。

また、民法上の請求についても、4月28日に実施した監査において、自主撤去の確実な履行のためには不可欠であった対応(県職員の撤去現場における立会、搬出された木くずの適正処理の確認、木くずの適正な撤去のために必要な検査の実施)のために要した費用については、損害としてすみやかに請求する方針を示し、それ以外の費用についても、今後、専門家とも相談した上で、関係する部局が連携して請求の可能性について検討することとしている。

これらの状況に鑑みると、県において債権行使するための具体的な検討・調査を進めていると判断できることから、損害賠償請求等を怠っているとまでは言えない。

第5 請求の措置に対する判断

第4、3、(2)で述べたとおり、損害賠償請求等を怠っているとまでは言えず、請求に理由がないものとして棄却する。

第6 意見

本件木くず不法投棄事件は、放射性物質に汚染された木くずを河川敷等に故意に不法投棄したという極めて悪質な事件であり、社会的な影響も大きく、投棄現場周辺の住民のみならず、広く県民に、多大の懸念や不安等を与えたところである。このため、県関係部局においては、様々な対応とそれに伴う経費の支出等を余儀なくされたところである。

こうした過去に例のない極めて悪質な事件に対しては、「不法投棄は許さない」という毅然とした姿勢のもと、刑事、民事を問わず、不法行為者(原因者)に対して、厳しく対応していく必要がある。県による不法行為者(原因者)への損害賠償請求等に関しても、このような観点をしっかりと踏まえつつ的確に対処していくことが必要であり、それが、県民に対する説明責任を果たしていくことにつながっていくものであるとも思料するところである。

監査の過程の中で、各関係機関において、不法行為者(原因者)への損害賠償請求等に関して、当初の見解を改められるに至ったことは一定評価するところであるが、4月6日の県関係職員陳述および4月16日の監査における見解のように、当初は県としての厳しい姿勢が伺われにくいと言わざるを得なかつたことは残念であり、そうしたことが今回の住民監査請求がなされた背景にあるものと思料された。

については、今後の所要の検討や対応に際し、上述したような本件木くず不法投棄事件の特性等も踏まえ、環境保全対策および廃棄物不法投棄防止対策等を所掌する関係部局が、より一層連携協力を密にしつつ県として的確に取り組まれるよう希望する。